

公立中学校・高等学校における「校則等の見直し状況調査」の結果を取りまとめました。各学校におかれては、生徒指導提要や本調査結果等を踏まえ、引き続き、校則の見直し等が適切に行われるよう取組の推進をお願いします。

7 初児生第 1 8 号

令和 7 年 7 月 2 日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長
附属学校を置く各公立大学法人担当課長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

千々岩 良 英

校則等の見直し状況調査結果及びこれを踏まえた対応について（通知）

この度、公立中学校・高等学校における「校則等の見直し状況調査」を実施し、その結果を取りまとめました（別添 1）。

令和 4 年 1 2 月に改訂された生徒指導提要においては、こども基本法の成立により、こどもが意見を表明する機会の確保等が法律上位置付けられたこと等も踏まえ、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められる校則に関する記述の充実が図られたところです（別添 2）。

下記に、本調査の結果の概要及びこれを踏まえた対応についてまとめましたので、各学校におかれては、生徒指導提要や下記の点も参考としながら、引き続き、学校や地域の実態に応じて、校則の見直し等が適切に行われるよう取組の推進をお願いします。

これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校等及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対し、都道府県私立学校主管課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対し、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれてはその設置する附属学校に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対し周知するようお願いします。

なお、各教育委員会において所管の学校に対して周知する際には、例えば、教育委員会主催の校長会等で周知するなど、効果的な周知に取り組んでいただくようお願いします。

1 校則の見直しについて

今回の調査では、調査対象校のうち約 91%の学校が、令和元年度以降に校則等の制定又は変更を実施しており、更に、生徒指導提要改訂後の令和5年度及び6年度の各年度においては、調査対象校の過半数が校則等の制定又は変更を実施していました。

一方で、令和元年度以降に一度も校則等の制定又は変更が実施されていない学校や、変更の予定がない学校もありました。

生徒指導提要においては、校則を制定してから一定の期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できないような内容の校則については、改めて学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、本当に必要なものか、絶えず見直すことの重要性が記載されています。

特に、令和元年度以降、校則の制定又は変更が実施されていない学校においては、見直しを行う必要性を検討し、また、その他の各学校におかれても、引き続き、校則の意義・位置付け等も踏まえ、絶えず見直しを実施し、その結果に応じて、校則の制定又は変更を検討いただくようお願いします。

2 校則の見直しの過程における児童生徒や保護者等から意見を聴取する機会の確保について

今回の調査では、校則等の制定又は変更を行ったと回答した学校のうち、約 85%が生徒又は保護者から意見を聴取する機会を設けていましたが、約 15%は意見を聴取する機会を設けていませんでした。

服装や頭髮・化粧、持ち物に関すること等、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められる校則は、各学校が教育基本法等に沿って、教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、校長が定めるものです。その上で、その内容によっては、児童生徒の学校生活に大きな影響を及ぼす場合もあることから、その在り方については、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいと考えられ、生徒指導提要においては、その見直しに当たっては、児童会・生徒会や保護者会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けることなどが求められています。また、生徒指導提要においては、校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながることで、校則を見直す際に児童生徒が主体的に参加し意見表明することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するという教育的意義を有するものとなると記載されています。

今回の調査において、意見を聴取する機会を設ける具体的な方策として、例えば、1人1台端末等を活用して児童生徒や保護者等からの意見を聴取する機会を設けたり、各学級で意見を聴取した結果を学級の代表者が生徒会の会議で議論したりするなどの方策を取

っている学校も見られました。

特に、このような機会を設けていない学校におかれては、こうした取組例も参照しながら、児童生徒が順守すべき学習上、生活上の規律の見直しの過程で、その内容に応じ、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取する機会の確保について、検討いただくようお願いします。

また、今回の調査では、調査対象校のうち約 71%が、校則等の制定又は変更に関する手続きを定めておりましたが、約 29%は手続きを定めていませんでした。

校則の制定又は変更に関する手続きを定め、かつそれを周知しておくことは、見直しの過程に児童生徒が参画する上で重要であることから、校則を制定又は変更する際の手続きの定めや周知の実施について、改めて検討いただくようお願いします。

3 校則の内容の公表・周知について

今回の調査では、調査対象校のうち約 57%が校則等を学校のホームページに掲載し生徒や保護者に周知していました。このほか、プリントやメールで配布する、生徒手帳に記載するなどの方法で、校則等の内容を生徒や保護者に周知する取組がなされていました。

校則に基づく指導を行うに当たっては、児童生徒が、校則の設けられた背景・理由も含めてその意味を理解し、自分事として、自主的に校則を守るように指導していくことが重要です。そのためには、その学校に入学する前の段階を含め、児童生徒が、自校の校則の内容や制定された背景等についても知ることができるよう、あらかじめ示しておくことが適切であり、学校のホームページ等に公開しておくなどの方策により、校則の内容の周知を行うことについて、改めて検討いただくようお願いします。

【参考資料】

- ・別添 1 公立中学校・高等学校における校則等の見直し状況調査」結果（概要）
- ・別添 2 生徒指導提要（校則の制定・変更・公表等に係る記載部分抜粋）
- ・生徒指導提要（改訂版）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm



【担当】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
生徒指導室生徒指導企画係

電 話 03（5253）4111

公立中学校・高等学校における校則等の見直し状況調査結果

1. 調査の背景

校則は、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるものです。文部科学省では、令和4年12月に改訂した生徒指導提要において、校則を絶えず見直すことや、校則の制定や見直しに当たっては、児童生徒や保護者等の意見を聴くこと、制定や見直しの手続きをあらかじめ示しておくこと等が望ましい旨をお示ししています。本調査は、こうした生徒指導提要の改訂内容等も踏まえ、各学校における校則等の見直し状況を調査したものです。

2. 調査対象

公立中学校400校と公立高等学校400校を無作為で抽出（回答数：公立中学校399校、公立高等学校400校）

3. 調査期間

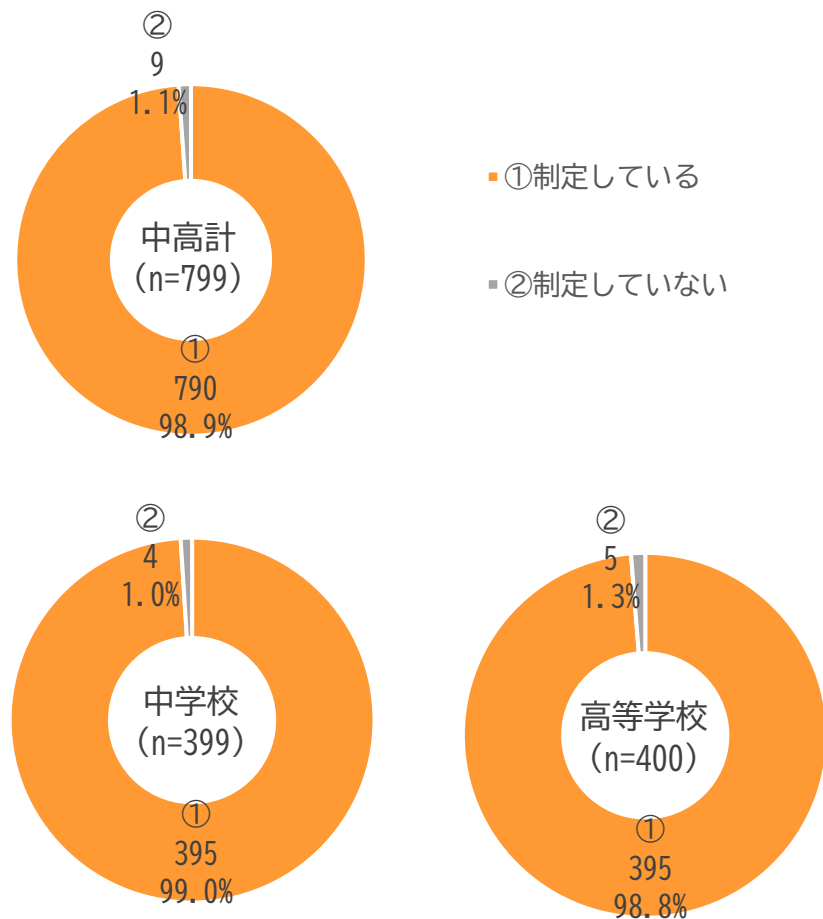
令和7年2月25日～3月28日

4. 掲載項目一覧

1. 校則等の制定について
2. 校則等の生徒や保護者への周知方法について
3. 校則等の名称について
4. 校則等を制定又は変更する際の手続きの定め及びその公表について
5. 令和元年度以降の校則等の制定又は変更の実施状況及び今後の実施予定について
6. 令和元年度以降の校則等の制定又は変更時期(予定を含む)について
7. 校則等の制定又は変更内容について
8. 校則等の制定又は変更に際しての生徒又は保護者からの意見を聴取する機会の設定について
9. 校則等の制定又は変更に際しての生徒からの意見を聴取する機会の設定について
10. 校則等の制定又は変更に際しての保護者からの意見を聴取する機会の設定について
11. (意見を聴取する機会を設けていない学校において)今後、校則等を制定又は変更する場合の生徒又は保護者からの意見を聴取する機会の設定予定について

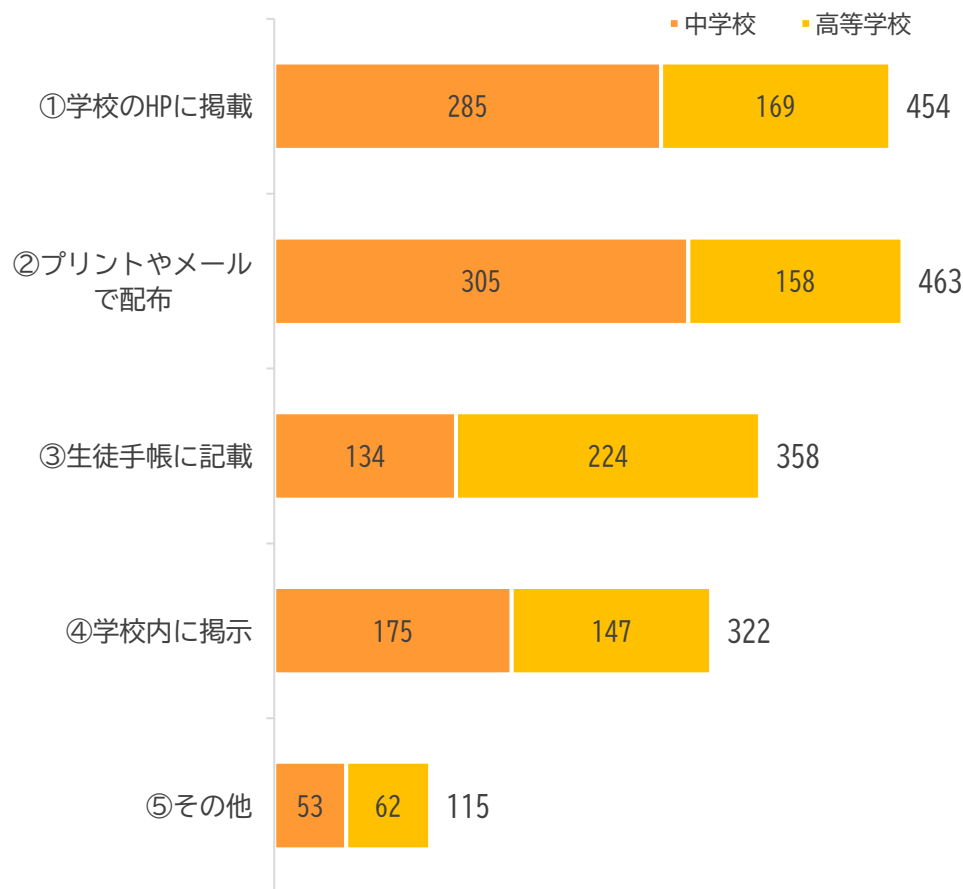
調査結果

1. 校則等※1の制定について



2. 校則等の生徒や保護者への周知方法について

(n=790※2、複数回答可)



本資料の図の割合については、値を四捨五入しているため、各区分の割合の合計が100%にならない場合がある。

※ 1 生徒が遵守すべき学習上・生活上の規律を指す。全ての学年の生徒に対して年間を通じて適用されるものであり、特定の学年、学級、部活動、行事等のみに関する規律は除く。「校則」、「生徒の心得」、「〇〇のきまり」等の名称は問わない。

※ 2 設問1. で①「制定している」と答えた学校のみ回答

3. 校則等の名称について

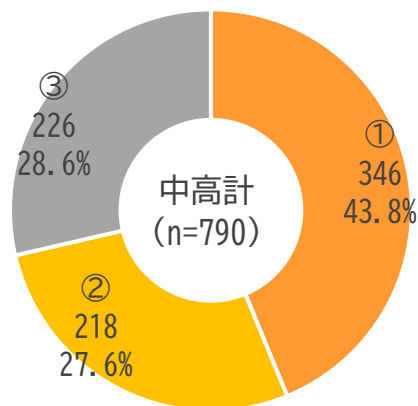
(n=790※3、複数回答可)

(回答のあった校則等の主な名称)

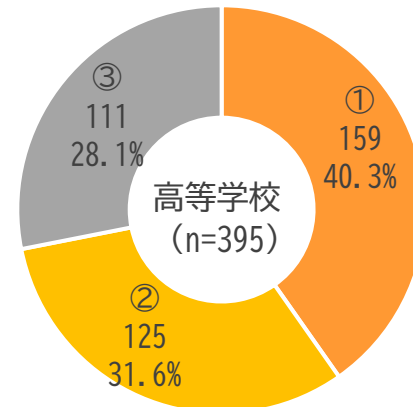
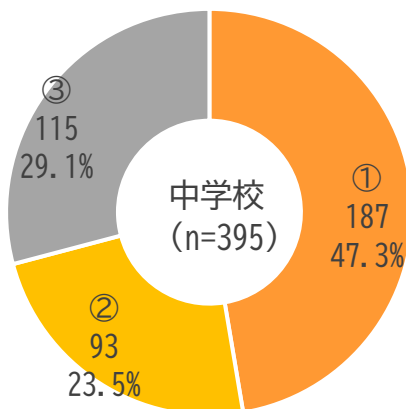
- 魅力ある〇〇中を目指して
- 〇〇中学校規定
- 生徒心得とマナー集
- 落ち着いた生活をするために
- 生徒心得、交通安全、長期休業中の生活について
- 生徒の心得・校則
- 〇〇中ハンドブック
- 〇〇中生の約束

4. 校則等を制定又は変更する際の手続きの定め及びその公表※4について

(n=790※3、複数回答可)



- ① 手続きを定め、公表している
- ② 手続きを定めているが、公表していない
- ③ 手続きを定めていない



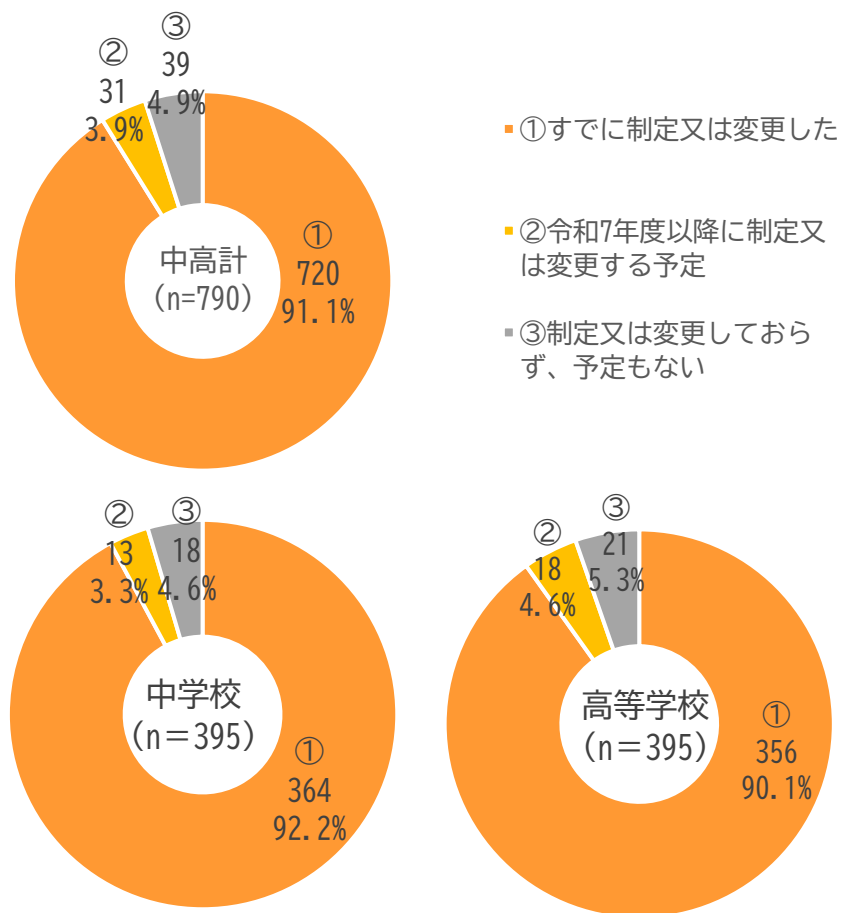
※3 設問1. で①「制定している」と答えた学校のみ回答

※4 「公表」とは、2. ①～⑤の方法により生徒が把握できる状況になっていること。

調査結果

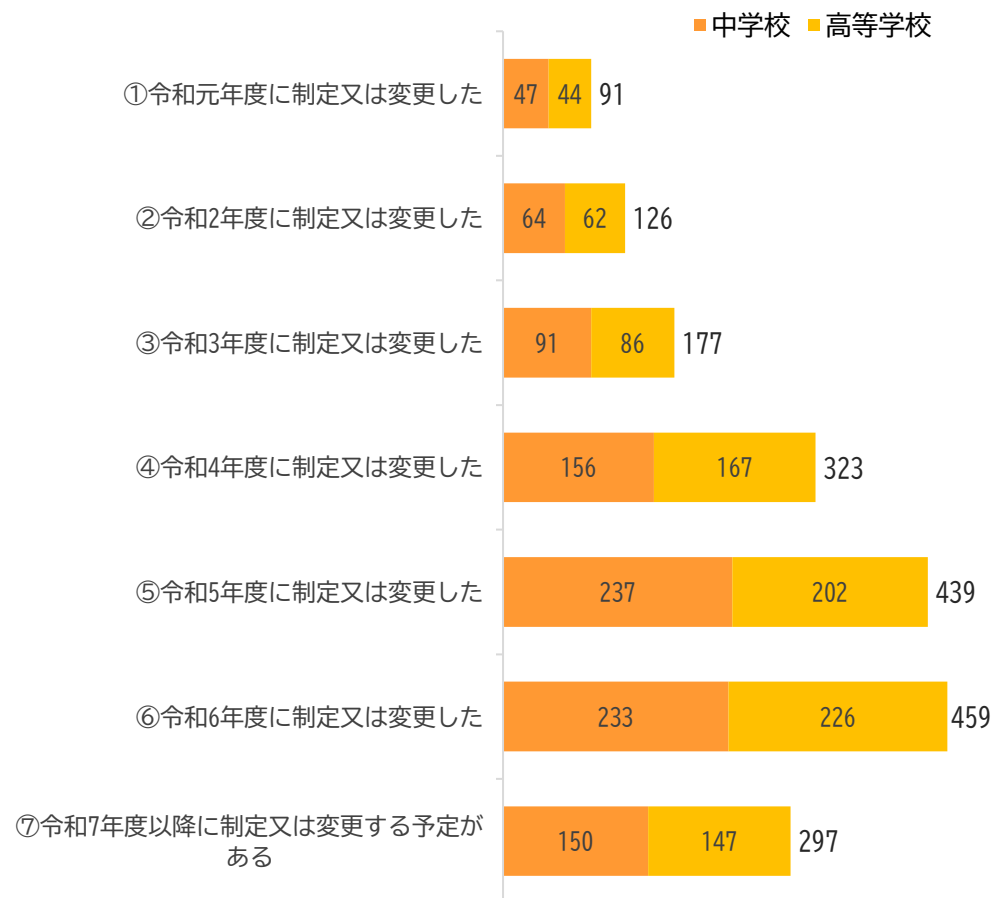
5. 令和元年度以降の校則等の制定又は変更の実施状況及び今後の実施予定について

(※5)



6. 令和元年度以降の校則等の制定又は変更時期(予定を含む)について

(n=751※6、複数回答可)



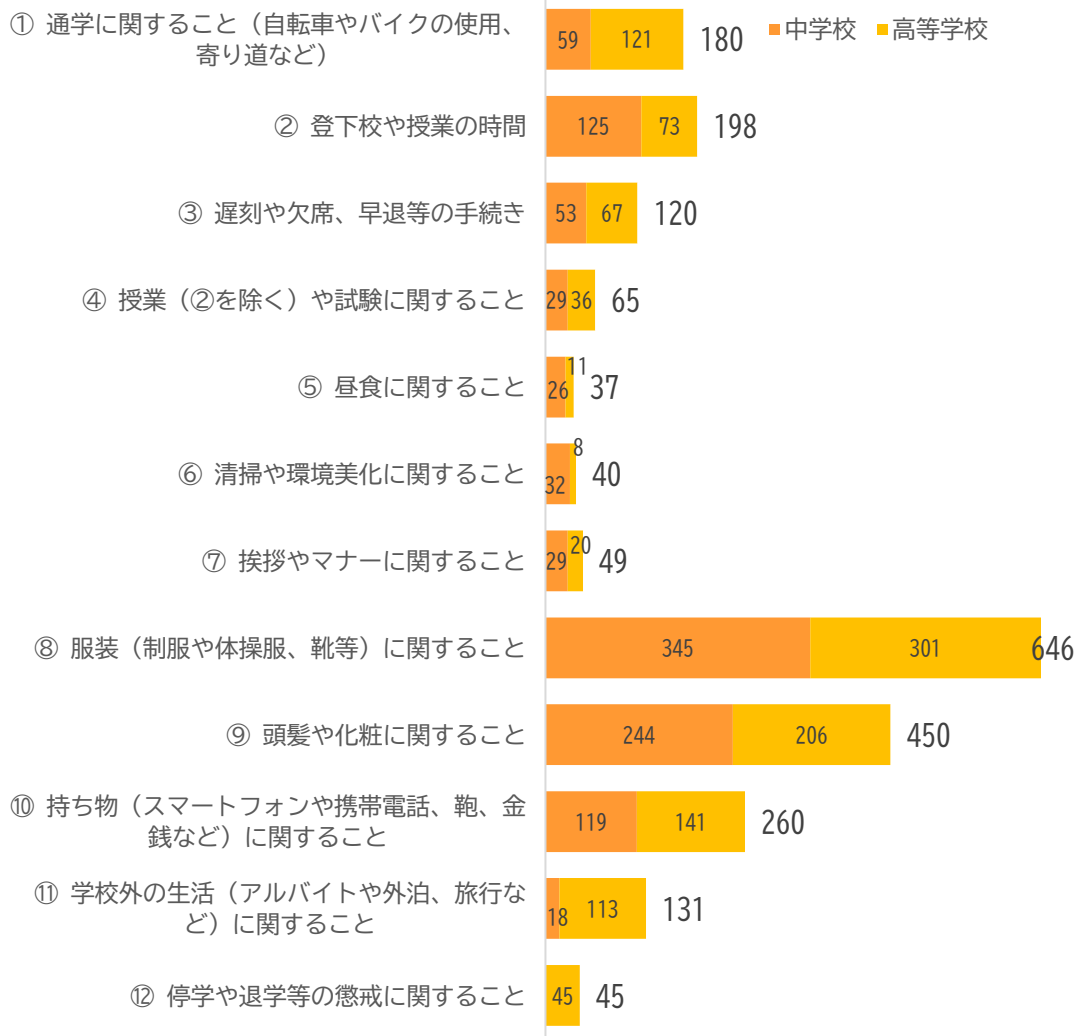
※5 設問1. で①「制定している」と答えた学校のみ回答

※6 設問5. で①「すでに制定又は変更した」及び②「令和7年度以降に制定又は変更する予定」と答えた学校が回答

調査結果

7. 校則等の制定又は変更内容について

(n=720※7、複数回答可)



（その他）

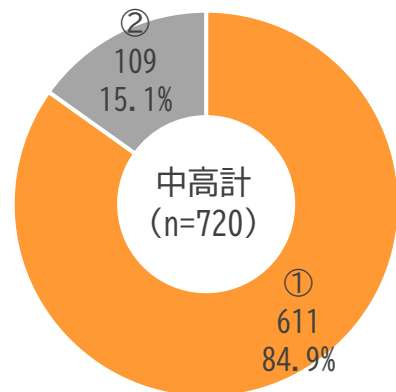
- ・校則を制定又は変更する際の手続きについて
- ・「中学生らしい」など曖昧な表現をなくし、個人の主観が入る内容を削除
- ・水分補給のためのペットボトルの教室内への持込を可能とすること
- ・ハンディファンや熱中症対策グッズに関して
- ・夏服と冬服の移行期間の撤廃
- ・スマートフォンの取扱い方法について
- ・タブレットの利用について
- ・インターネットの使用に関すること
- ・運転免許取得に関すること
- ・自動車学校入校時期について
- ・自転車ヘルメット着用について
- ・休み時間の過ごし方（雨天時、昼休みの体育館使用のルール）について

等

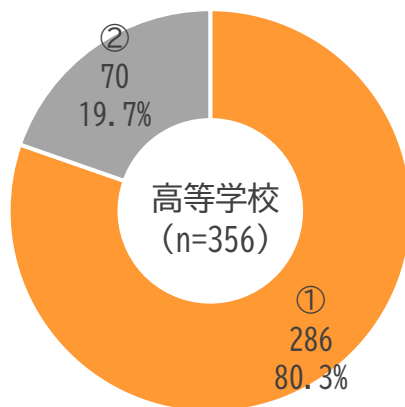
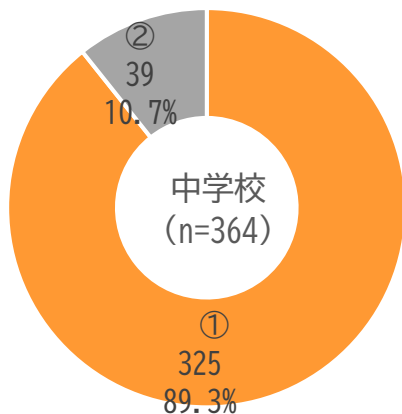
※7 設問6. で①「令和元年度に制定又は変更した」～⑥「令和6年度に制定又は変更した」と答えた学校が回答

調査結果

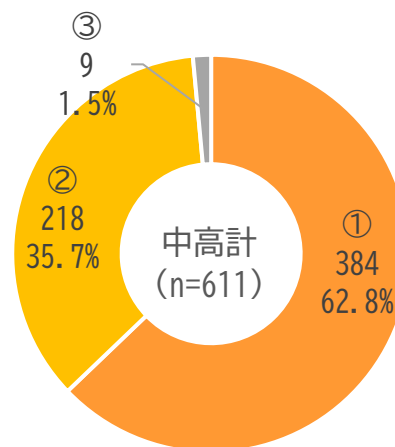
8. 校則等の制定又は変更の際しての生徒又は保護者からの意見を聴取する機会の設定※8について (※9)



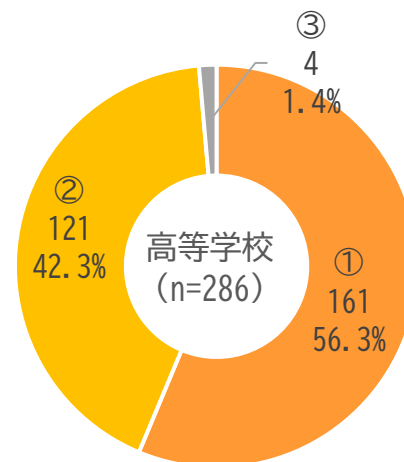
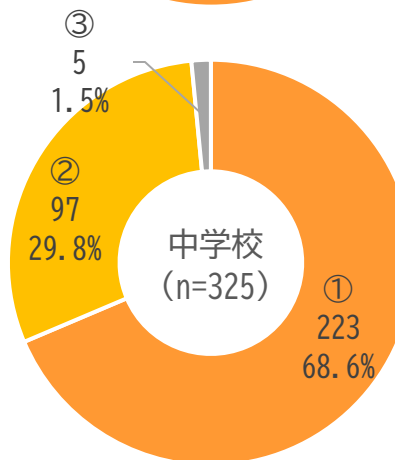
- ① 生徒又は保護者から意見を聴取する機会を設けた
- ② 意見を聴取する機会を設けていない



9. 校則等の制定又は変更の際しての生徒からの意見を聴取する機会の設定について (※10)



- ① 全ての生徒から意見を聴取する機会を設けた
- ② 一部の生徒（生徒会等）から意見を聴取する機会を設けた
- ③ 生徒からは意見を聴取する機会を設けていない



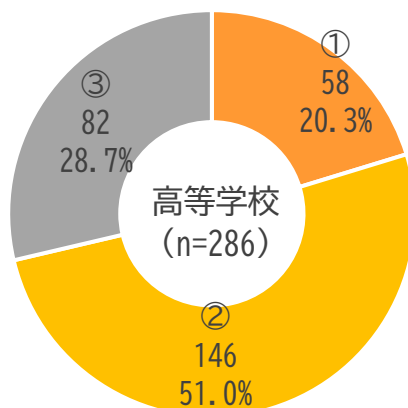
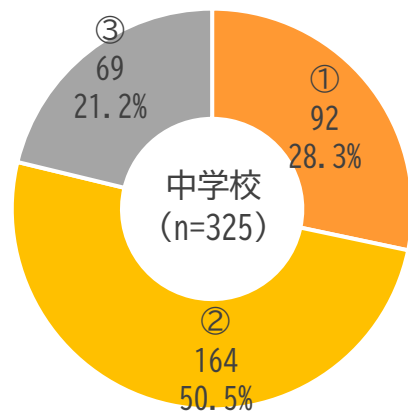
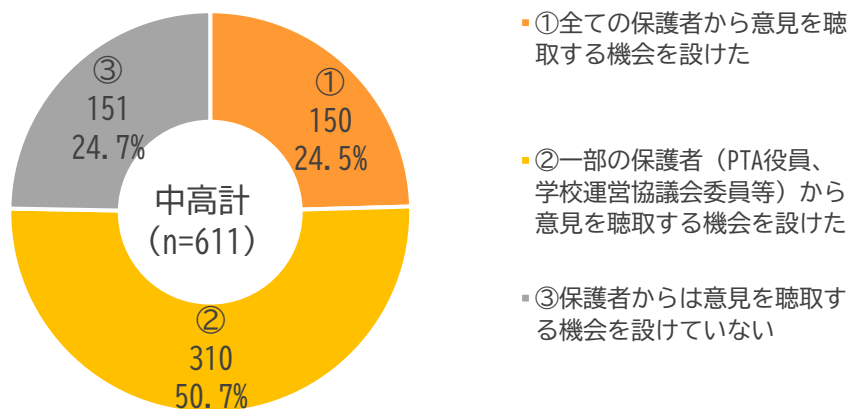
※8 アンケートや聞き取り、意見交換など聴取の方法は問わない。

※9 設問6. で①「令和元年度に制定又は変更した」～⑥「令和6年度に制定又は変更した」と答えた学校が回答。

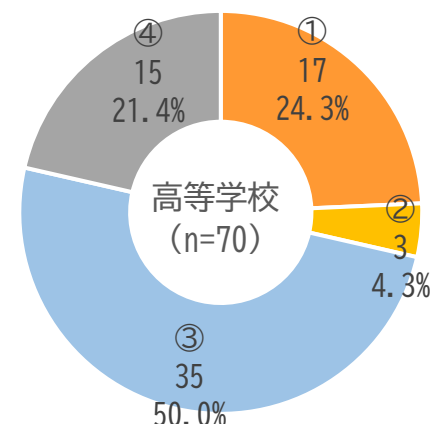
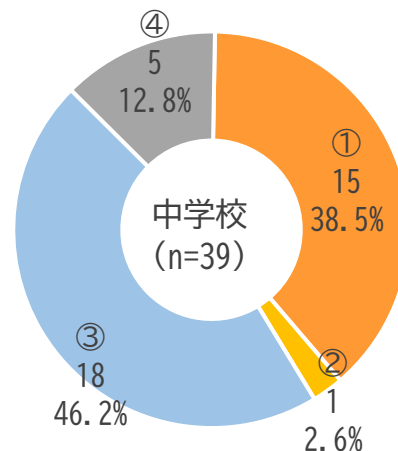
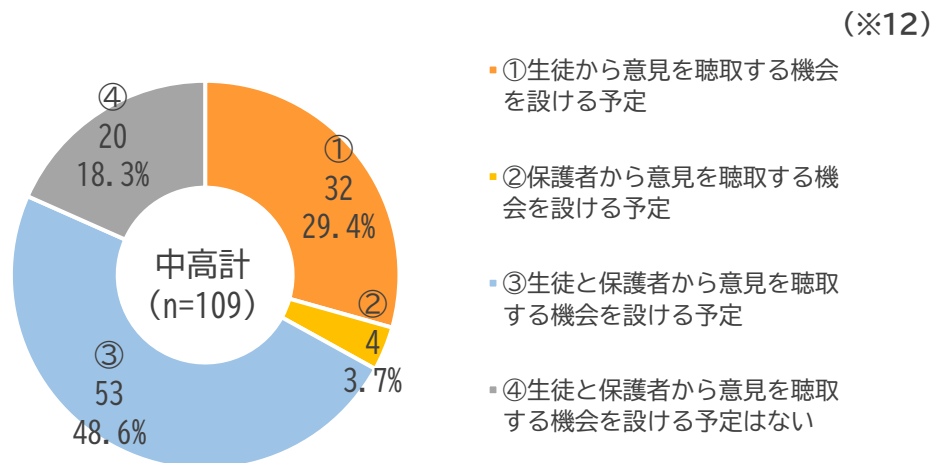
※10 設問8. で①「生徒又は保護者から意見を聴取する機会を設けた」と答えた学校が回答

調査結果

10. 校則等の制定又は変更に際しての保護者からの意見を聴取する機会の設定について (※11)



11. (意見を聴取する機会を設けていない学校において)今後、校則等を制定又は変更する場合の生徒又は保護者からの意見を聴取する機会の設定予定について (※12)



※11 設問8. で①「生徒又は保護者から意見を聴取する機会を設けた」と答えた学校が回答

※12 設問8. で②「意見を聴取する機会を設けていない」と答えた学校が回答

生徒指導提要（令和4年12月改訂）（抄）

3.6 生徒指導に関する法制度等の運用体制

3.6.1 校則の運用・見直し

(1) 校則の意義・位置付け

児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められる校則は、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるものです。校則は、各学校が教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長により制定されるものです。

校則の在り方は、特に法令上は規定されていないものの、これまでの判例では、社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校長が定めるものとされています。また、学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の教育目標に照らして定められる校則は、教育的意義を有するものと考えられます。

校則の制定に当たっては、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるように配慮することも必要です。

(2) 校則の運用

校則に基づく指導を行うに当たっては、校則を守らせることばかりにこだわることなく、何のために設けたきまりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導していくことが重要です。そのため、校則の内容について、普段から学校内外の関係者が参照できるように学校のホームページ等に公開しておくことや、児童生徒がそれぞれのきまりの意義を理解し、主体的に校則を遵守するようになるために、制定した背景等についても示しておくことが適切であると考えられます。

その上で、校則に違反した場合には、行為を正すための指導にとどまるのではなく、違反に至る背景など児童生徒の個別の事情や状況を把握しながら、内省を促すような指導となるよう留意しなければなりません。

(3) 校則の見直し

校則を制定してから一定の期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できないような校則については、改めて学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、また、本当に必要なものか、絶えず見直しを行うことが求められます。さらに、校則によって、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、マイナスの影響を受けている児童生徒がいないか、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、検証・見直しを図ることも重要です。

校則は、最終的には校長により適切に判断される事柄ですが、その内容によっては、児童生徒の学校生活に大きな影響を及ぼす場合もあることから、その在り方については、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいと考えられます。また、その見直しに当たっては、児童会・生徒会や保護者会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを行っていくことが求められます。そのためには、校則を策定したり、見直したりする場合にどのような手続きを踏むことになるのか、その過程についても示しておくことが望まれます。

なお、校則の見直しに関して、例えば、以下のような取組により、校則に向き合う機会を設けている学校や教育委員会もあります。

① 学校における取組例

- ・各学級で校則や学校生活上の規則で変更してほしいこと、見直してほしいことを議論。
- ・生徒会やPTA 会議、学校評議員会において、現行の校則について、時代の要請や社会常識の変化等を踏まえ、見直しが必要な事項について意見を聴取。
- ・児童生徒や保護者との共通理解を図るため、校則をホームページに掲載するとともに、入学予定者等を対象とした説明会において、校則の内容について説明。

② 教育委員会における取組例

- ・校則の内容、見直し状況について実態調査を実施。
- ・学校等の実態に即した運用や指導ができているか等の観点から、必要に応じて校則を見直すよう依頼。
- ・校則を学校のホームページへ掲載するとともに、校則について生徒が考える機会を設けられるよう改定手続きを明文化するなど、児童生徒・保護者に周知するよう依頼。

(4) 児童生徒の参画

校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながります。また、校則を見直す際に児童生徒が主体的に参加し意見表明することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとなります。